

給付金対象確認フローチャート

①令和3年度分の住民税均等割が非課税

はい

児童手当または特別児童扶養手当受給世帯には登録口座へ振込みました。児童手当の対象児童がいない（高校生以上の児童のみを養育している）世帯には申請書を送付しました。申請がまだの方は申請してください。

いいえ

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少した月がある

いいえ

今回の給付金は対象外です。

はい

次のような状況にあった方は、家計急変者の対象となる場合があります。

- ・退職や転職により収入が下がった月があった。
- ・休業や時短勤務のため収入が下がった月があった。

家計急変者の計算方法

令和3年中の任意の1か月分の収入（総支給額）に、12をかけて計算した年収見込み額が非課税相当収入限度額（別表）以内となる場合、支給対象者となります。

※児童の父母の両方に収入がある場合は、二人とも限度額以内である必要があります。

例1：退職や転職により収入が0円の月があった場合

令和3年中の任意の1か月分の月収

年収見込み額

0円

×

12か月

=

0円

となり、現在の収入金額に関わらず、非課税相当収入限度額内となるため、対象となります。

例2：退職・転職・休業・時短その他事由により収入が下がった月があった場合

「普段の月収は総支給額が25万円程だが、新型コロナウイルス感染症の影響で17万円の月があった」

令和3年中の任意の1か月分の月収

年収見込み額

17万円

×

12か月

=

204万円

となります。年収見込み額が非課税相当収入限度額以内であるか確認します。

<早見表>

世帯の人数	非課税相当収入限度額（年収）	非課税相当収入限度額（月収）
2人（例）父(母)子1人	1,560,000円	130,000円
3人（例）夫婦子1人	2,057,000円	171,416円
4人（例）夫婦子2人	2,557,000円	213,083円
5人（例）夫婦子3人	3,057,000円	254,750円
6人（例）夫婦子4人	3,557,000円	296,416円

収入が下がった月の月収がこの金額以内であれば支給対象となる目安となります。

世帯の人数が3人であれば、限度額が2,057,000円のため対象となります。

ただし、**世帯の人数は申請者と収入103万円以下の人数の合計**となるため、簡易な収入見込み額の申立書で計算した配偶者の年収見込み額が103万円を超える場合は、実際の世帯の人数が夫婦子1人であっても、限度額は2人の場合の1,560,000円となります。